

持続可能なまちづくりの基盤となるスポーツコンプレックス表彰要綱

ス ポ ー ツ 庁 第 1 2 5 8 号
20260901 商 局 第 2 号
令 和 8 年 9 月 9 日

ス ポ ー ツ 庁 次 長
経済産業省大臣官房商務・サービス審議官

(目的)

第1条 本要綱は、スタジアム・アリーナ改革を発展させた取組としてスポーツコンプレックスの推進を図るに当たり、国内におけるその概念の理解を促進するとともに、まちづくりの一つの選択肢として広く検討されることを目的として、参考となるスポーツコンプレックスの事例を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱において「スポーツコンプレックス」とは、その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、当該施設の有する集客力、交流創出力又は日常利用機能を活用しつつ、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成される一体的なエリアをいう。

2 本要綱において「スポーツコンプレックスの推進」とは、前項に規定するエリアの実現を目指し、施設を核としたまちづくりビジョンを検討するとともに、当該ビジョンの実現に必要なエリアマネジメント等を通じて、地域活性化及びスポーツ振興を推進することをいう。

3 本要綱において「申請者」とは、スポーツコンプレックスの形成、若しくは運営に主体的に関与する地方公共団体、法人格を有する団体をいう。

4 本要綱において「事務局」とは、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付を中心として、経済産業省サービス政策課の協力を得て、本表彰の実施に必要な事務を行う体制をいう。

5 表彰は、スポーツコンプレックスが一体的なエリアであることを前提として行うものとする。ただし、第三者に対する分かりやすさその他の観点から必要があると認めるときは、当該スポーツコンプレックスの核となる施設を指定して行うことができる。

(対象案件)

第3条 表彰の候補となる案件は、申請者による応募のほか、公開情報その他の資料に基づきスポーツ庁及び経済産業省が把握した案件のうち、一定の基準に照らして調査の対象として適当と認めるものとする。

2 前項の対象は、原則として、スタジアム・アリーナ改革指針が公表された平成28（2016）年11月以降に、新設、建替又は大規模改修等された施設を中核とするスポーツコンプレックスであって、かつ中核施設の新設、建替え又は改修後、おおむね2年以上を経過し、一定期間の運

営実績を有するものとする。

3 申請者は、応募に当たり、別に定める申請様式に必要な事項を記載し、必要書類を添えて提出するものとする。

4 第1項後段の案件については、事務局は、当該案件に係る者の同意を得た上で審査の対象とすることとし、必要な資料の提出、ヒアリングその他審査に必要な協力を求めることができる。

5 前各項に定めるもののほか、応募、資料提出、調査協力の方法その他必要な事項は、別に定める。

(審査委員会)

第4条 表彰する案件の選定に係る審査を適切かつ公正に行うため、外部有識者により構成される審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員は、スポーツ施設の整備・運営、まちづくり、地域活性化、官民連携その他表彰に係る審査に必要な専門的知見を有する者のうちから選任する。

3 審査委員会の委員は、自らと利害関係を有する案件については、当該案件の審査に加わることはできない。

4 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(審査)

第5条 審査委員会は、別紙の評価項目に基づき、応募書類、公開情報、ヒアリングその他必要な調査の結果を踏まえ、審査を行うものとする。

2 審査委員会は、前項の審査に当たり、別紙に掲げる評価項目を適用し、当該評価項目ごとにA～Dの4段階で評価する。

3 第1項に規定する調査は、申請者による応募に係る案件及び第3条第1項の規定により調査の対象として適当と認められた案件のいずれについても行うことができる。

4 審査に当たっては、施設形態、立地条件、地域特性、事業手法その他の個別事情に応じ、定量的情報のみならず定性的な取組内容を含めて判断するものとする。

5 事務局は、必要に応じ、公開情報等を活用した一次整理又は補足的な情報収集を行い、その結果を審査委員会に提示することができる。

(表彰)

第6条 表彰は、前条の規定による審査の結果を踏まえ、スポーツコンプレックスのモデルとしてふさわしいと認められる案件について行うものとする。

(通知及び公表)

第7条 表彰に係る審査の結果は、第3条第1項の規定により審査の対象となった案件に係る者に通知するものとする。

2 表彰の対象となった案件については、当該案件に係る者の同意を得た上で、スポーツコンプレックスの中核となるスタジアム・アリーナ等の名称、事業概要及び参考となる取組の内容を、

スポーツ庁ホームページ等で公表するものとする。

3 前項の公表に当たっては、他地域における横展開に資する観点から、まちづくりとの連携、官民連携の仕組み、付帯機能、運営上の工夫、波及効果その他必要な事項を整理して示すことができる。

(表彰の決定の取消し)

第8条 表彰を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該表彰の決定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により表彰を受けたとき。

二 表彰の前提となった事実関係に重大な変更が生じ、当該表彰を維持することが適当でないと認められるとき。

三 反社会的勢力との関係が認められるとき。

四 法令に違反し、その他社会通念上著しく不適当であると認められる事由があるとき。

2 前項の規定により表彰を取り消したときは、その旨を表彰を受けた者に通知するとともに、必要に応じて公表するものとする。

(事務)

第9条 本要綱に係る事務は、スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付が経済産業省サービス政策課の協力を得て行うものとする。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

本要綱は、令和8年9月9日から施行する。

持続可能なまちづくりの基盤となるスポーツコンプレックス表彰に係る評価項目

求められる要件		評価項目
1	商圈規模を勘案した適切な施設・投資規模であること	① 需要予測・収益予測及び各種リスクの特定といった事項について、適切な考え方や根拠に基づき実施されている
		② 収益源の複線化策が講じられている
2	アクセス性を確保すること	立地条件等に応じ、適切なアクセス手段を確保している 例： （都心型）公共交通を活用しての、複数手段、複数路線による好アクセス （地方拠点型）市街地から遠すぎない、及び自家用車のみによらない公共交通手段等の確保
3	スポーツ施設を活用したまちづくりビジョンを有していること	スポーツ施設を中核に位置付けたまちづくり・エリアビジョンが策定され、広く共有されている
4	エリアマネジメント等を通じて、まちづくりビジョン実現に必要な組織連携が効率的に行われていること	① エリアマネジメント体制またはそれに類する組織体制が構築されている
		② 推進体制（実績ある経営人材の登用や、ステークホルダーを巻き込んだ関与の構造）への工夫がある
5	まちづくりビジョン実現に必要な機能が設計され、施設に付帯・隣接されていること	① ビジョンに整合する必要機能が特定されている
		② 経済的価値・社会的価値の創出に資する機能が充足している
6	プロクラブが推進体制に参画する等、スポーツの価値活用に努めていること	プロクラブをはじめとする中核となるスポーツコンテンツ又はその運営主体その他の関係主体が主体的に関与し、スポーツの価値活用に主導性を発揮している
7	スポーツ施設の集客・人流促進機能を地域活性化に活用すること	① 周辺との連続性・回遊性を考慮した動線設計となっている
		② 来訪者増・人流増とこれを活かした周辺地域連携・活性化の取組がなされている
8	定期的な効果検証を通じて、エリアの運営改善に努めていること	① 定期的な効果検証を実施している
		② 検証結果を踏まえ、実際に環境等の改善に反映している

求められる要件		評価項目
9	事業の持続性（サステナビリティ）及び将来発展性が認められること	① 高い顧客経験価値を提供するための機能や取組がある
		② 不動産価値上昇・投資誘発の発現や、その他エリア価値向上に資する変化が認められる
		③ 事業の持続、発展に向けた行政による支援や民間資金活用、その他パートナーシップの関係性等がある
		④ 長期事業を見据えた将来対応力を備えている
10	社会的効果創出のための取組及び効果が認められること	① ハード、ソフトの事業を通じて、社会課題・地域課題解決に貢献している
		② ハード、ソフトの事業を通じて、多様性を尊重した、インクルーシブなスポーツコンプレックスとなっている